

第25回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年6月29日(水) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第 9 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認につい
て

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第25回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

ようやく太陽が出て、本格的に牧草の刈取り、収穫作業も始まり、大変忙しくされておられる中、第25回総会に全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

今月10日には年金協議会主催のパークゴルフ大会が行われましたが、私事で出席できず大変申し訳ありませんでした。5日間ほど検査入院ということで留守にしておりました。代理をはじめ委員、事務局の皆様方には御協力いただきまして大変ありがとうございました。参加者は26名と聞いておりましたけれども、親睦会を含めて有意義に終わったということで大変うれしく思っております。

また、22日には北海道農業者年金協議会の第37回総会が札幌市で開催されました。新規加入者、青年農業者新規加入者、女性農業者新規加入者等の部門で全国10位以内になられた農業委員会が表彰されました。ちなみに浜中町は9名の加入でしたけれども、最後に農業者年金制度の充実に関する要望ということで全会一致で決議し総会を終了いたしました。委員の皆様には引き続き加入促進に努めていただきたいと思いますと思っております。

本日は5件の付議案件の提案をしておりますけれども、皆様方には慎重な審議をよろしくお願い申し上げたいと思っております。また、農作業中の真っ最中ではありますが、引き続き事故、ケガ等のないように努めていただきたいと思います。そのようなことをお願い申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番堀金委員、1番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	<p>事務局より報告が終わりました。</p> <p>ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。</p>
各 委 員	(なしの声)
議 長	<p>ないようなので、これで、会務報告を終了します。</p> <p>日程第 6 議案第 1 号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第 1 号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>北海道農地法関係事務処理要領第 8 の 4 の (4) の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員 3 名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。</p> <p>本案は 2 件の現況証明願でございますが、浜農委 2 8 - 4 号の願い出人は、姉別南 6 線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南 5 線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、分筆による地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、新井委員、百々委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地のうち〇筆は原野化しており、ほか〇筆は施設用地及びパドックとして使用されている土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。</p> <p>次に浜農委 2 8 - 5 号の願い出人は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別緑栄〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡のうち〇, 〇〇〇㎡で、住宅用太陽光発電施設を設置するための現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、新井委員、百々委員により〇月〇日に実施し確認</p>

をしておりますが、調査の結果、願い出地は施設用地及び原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けません。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委28-4号の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委28-5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委28-4号から順に採決いたします。
お諮りします。
浜農委28-4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委28-5号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委28-5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件の許可申請であります。整理番号1の売主は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、買主は茶内栄〇番地、〇〇〇〇氏で、対象地は茶内東1線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を売買による権利の移転をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

6番新井委員、お願いします。

新 井 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、〇〇

〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

日程第8 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人
以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生
産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水
産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされておま
す。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生
産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。
確認すべき要件としましては、1点目の形態要件として、株式会社、有限会社、

よろしくお願いたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号2の質疑に入りたいと思います。整理番号2の質疑、ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2と3を採決いたします。

お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長

日程第9 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、農地利用集積円滑化団体による買入2件と同団体との賃貸借権設定2件、さらに農地中間管理事業による〇〇〇〇〇〇〇への貸付1件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西14線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2の権利を移転する者は、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3と4につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借によるもので、整理番号3の対象地は、茶内基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内基線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。次に、整理番号4の対象地は、茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号5の権利を移転する者は、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、農地中間管理事業による賃貸借権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号1から4で〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の方法といたしましては、整理番号1から4の質疑、採決を行い、続いて整理番号5の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから、整理番号1の質疑を行いますので、ここで〇〇〇〇委員と私は退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1から順に採決いたします。

お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。

各 委 員	<p>お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。</p>
事 務 局 長	<p>日程第10 議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>議案第5号農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>本案につきましては、平成28年6月13日付けで浜中町農業協同組合より、浜中町長に対し、農地利用集積円滑化事業規程の変更申請があり、それを受け、浜中町長より農業委員会会長に対し6月15日付けで、「農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認に係る農業委員会の決定について」という標題により、浜中町農業経営基盤強化促進基本構想第5の3の(2)の③の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認にあたり、農業委員会の決定を受けたい旨の通知がありました。</p> <p>農業委員会はその通知に基づき総会において改正内容の審議をし、回答期日の6月30日までに報告をすることとなっております。改正の内容は、議案31ページの新旧対照表(写し)にお示しのとおりでございますが、これまで農地利用集積円滑化事業の実施地域を浜中町全域としていたものを浜中町及び厚岸町に変更しようとするもので、その関連箇所の字句の追加でございます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p>
農 政 係 長	<p>(詳細説明あるも省略)</p>
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。</p>

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。
1番百々委員。

百々委員

この度の変更はどのような理由で行われるのか教えていただきたいと思いま
す。

農政係長

お答えいたします。
先ほどの説明と重複する部分があるかと思えますけれども、今まで浜中町農
協さんは円滑化事業の実施地域を浜中町内に限定しておりましたが、この度の改
正により実施地域を浜中町と厚岸町に拡大しようとしております。
浜中町農協の組合員さんは、厚岸町の〇〇〇〇〇地区と〇〇地区にもおられま
すので、その方々についても円滑化事業を実施していきたいということで、その
ことによる規程の一部改正であります。この度浜中町農協さんの方から、円滑化
事業の実施地域を拡大するため、事業規程の一部改正が必要となりますので承認
してくださいという依頼がありまして、この度の提案となっております。
以上です。

百々委員

それでは、厚岸町の土地を移動する場合に、浜中町農業委員会の承認が必要に
なるということでしょうか。

農政係長

この規程は浜中町農協が所管している規程なのですけれども、これはあくまで
も円滑化事業の実施に関することを謳っている規程でありまして、浜中町農協が
事業を実施するにあたり、浜中町の土地と厚岸町の土地を扱っていきたいという
ものです。そのために、この規程に厚岸町という字句が追加になったものです。
農地の移動に関しての農業委員会総会での審議については、浜中町内の農地を
円滑化事業で取り扱うときは浜中町農業委員会で審議し、厚岸町の農地を円滑化
事業で取り扱うときは厚岸町農業委員会で審議することとなります。

職務代理

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程については、7月25日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月25日、月曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、7月25日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第25回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労様でした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 12番 堀金 澄恵

浜中町農業委員会 1番 百々 英夫

農地法第3条調査書

調査日：平成28年6月6日

第25回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（所有権）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、新井功仁恵委員、百々英夫委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用可能である。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	譲受人が耕作する農地は、2haの下限面積を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸にはあたらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		③ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		④ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑤ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑥ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑦ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑧ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第25回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号5 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑨ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑩ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—